御坊市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

　御坊市地方就職学生支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

１　誓約事項

　⑴　地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び本市から求められた場合には、それに応じます。

　⑵　次の場合には、御坊市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

　　ア　虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかとなった場合：全額

　　イ　支援金の申請日から１年を経過する日までに支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

　　ウ　支援金の申請日から１年を経過する日までに本市に転入しなかった場合：全額

　　エ　就業した日から１年を経過する日までに支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　　オ　本市に転入した日から３年を経過する日の前日までに転出した場合：全額

　　カ　本市に転入した日から３年を経過する日から５年を経過する日までに転出した場合：半額

　⑶　上記⑵のイからカまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。

２　同意事項

　⑴　上記１⑵の誓約事項が遵守されているか確認するため、本市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することについて同意します。

　⑵　本市が、個人情報について、都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

　　年　　　月　　　日

氏名

備考　氏名は、必ず本人が自署するものとする。